

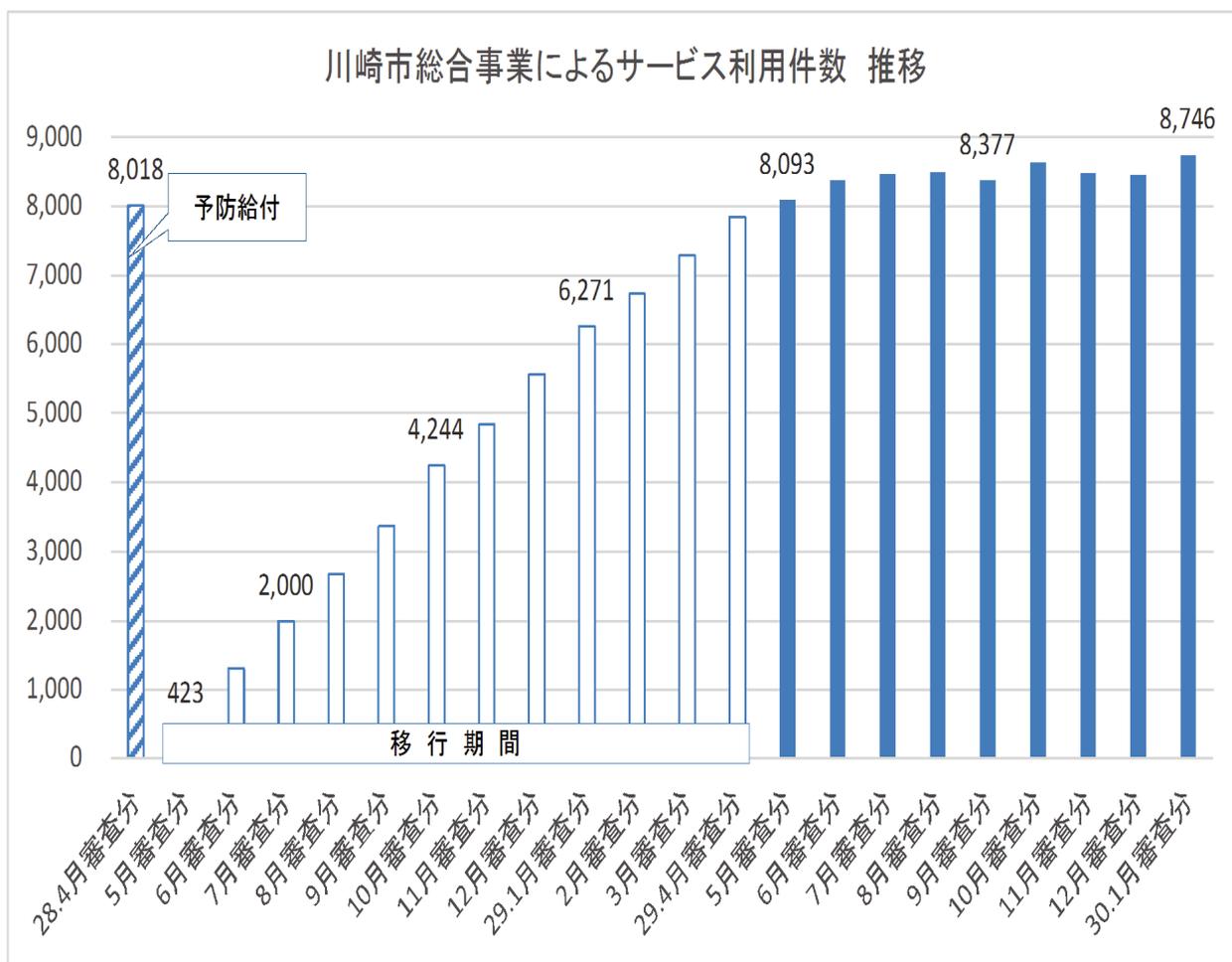
4 川崎市 介護予防・日常生活支援総合事業について

I これまでの取組み

- 1 平成 28 年 4 月の本市総合事業開始により平成 28 年度の予防給付から総合事業への移行期間が終了し、平成 29 年度から全ての要支援者の方が、訪問介護・通所介護が本市総合事業の訪問型サービス・通所型サービスとして利用されています。

また、本市では、事業開始にともない訪問型サービスについては、新たに要支援者等の生活援助に特化した訪問介護事業所の従事者「かわさき暮らしサポーター」養成研修の開始、通所型サービスについては、本市独自の「介護予防短時間通所サービス」の事業者指定を開始しサービス提供が行われています。

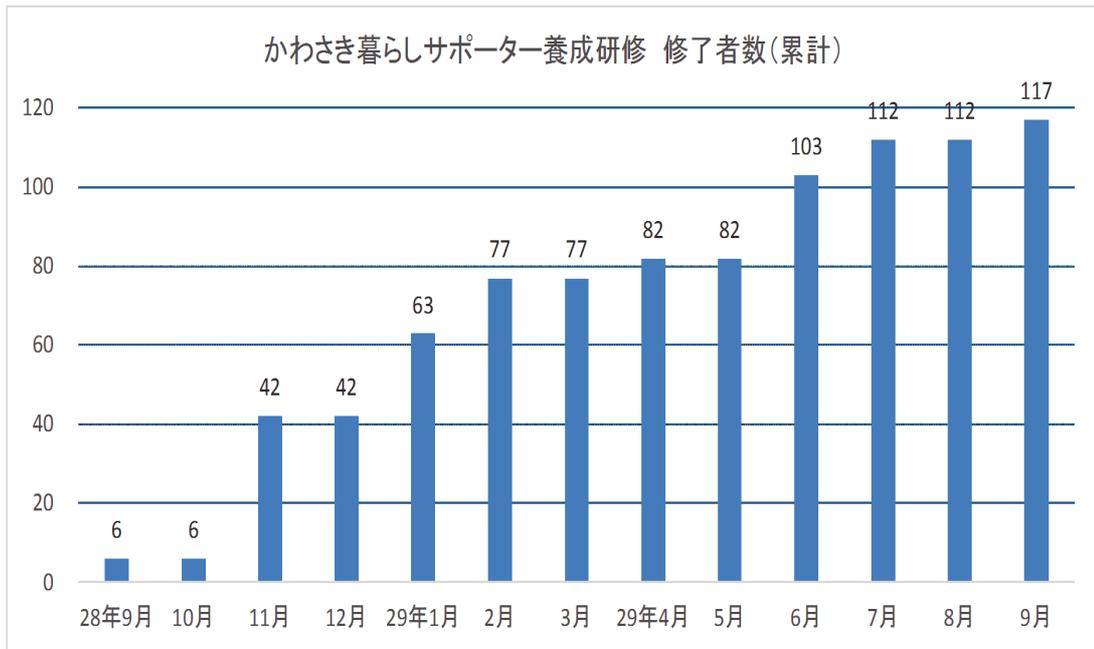
(1) 川崎市総合事業によるサービス利用件数



(2) かわさき暮らしサポーター関係

ア かわさき暮らしサポーター養成研修 指定研修実施法人数
 平成28年9月 2法人
 ⇒ 平成30年4月 9法人(見込)

イ かわさき暮らしサポーター養成研修 修了者数



(かわさき暮らしサポーター養成研修 リーフレット)

あなたの『家事力』が活かされます

5ステップで、暮らしサポデビュー！

- 研修募集
- 研修修了証発行
- 修了先決定
- 先着順目録
- 仕事開始

選べる時間帯
ライフスタイルに合わせて研修時間が選べます。

主婦(主夫)大歓迎
仕事と両立可能な研修メニューをご用意しています。

週1回でもOK!
あなたの都合に合わせて研修回数を選べます。

研修内容：両市のご自宅での掃除や洗濯、調理等の家事をサポート

研修対象：川崎市内の民間介護事業所に勤務できる方

研修期間：未定(研修生による)

研修料：研修生が研修期間中に必要な研修料を支払います。

研修場所：川崎市各区

| 機関名 | 連絡先 | 研修場所 |
|---------------|--------------|-------------|
| 川崎市社会福祉協議会 | 044-739-8712 | 研修場所：川崎市全域 |
| 株式会社リンデン | 044-485-4130 | 研修場所：緑生区 |
| 有限会社アズサケアサービス | 044-833-8567 | 研修場所：高津区 |
| 社会福祉法人一円会堂川原 | 044-966-1560 | 研修場所：麻生区 |
| 株式会社ニライ学園 | 044-245-6354 | 研修場所：川崎市麻生区 |

暮らしサポリーフレットは、
 図書館
 ハローワーク
 市民館などで配布するほか、
 「介護予防止いきいきフェア」等の
 イベントでも配布しています。

また、市政だよりも適宜研修の
 ご案内を掲載しています。

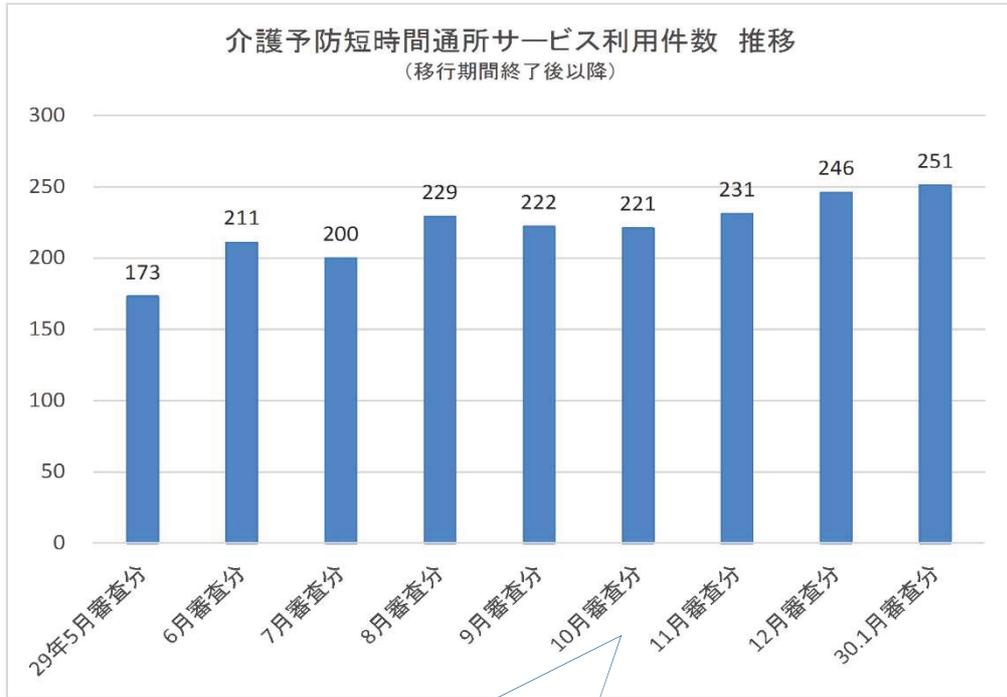
(3) 介護予防短時間通所サービス関係

ア 介護予防短時間通所サービス 指定事業者数

平成 28 年 4 月 2 事業所

⇒ 平成 30 年 4 月 8 事業所 (見込)

イ 介護予防短時間通所サービス利用件数



29年10月から
独自リーフレット配布開始

(川崎市介護予防短時間通所サービス リーフレット)



介護予防短時間通所サービスのリーフレットは、
要支援認定を受けた方や「事業対象者」の判定が行われた方に配布しております。

Ⅱ 平成30年4月以降の川崎市総合事業のサービスについて

- 1 平成29年12月15日付「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）における川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について」等でお伝えしているとおり、第7期かわさきいきいき長寿プラン（平成30年度～32年度）（案）における本市総合事業のサービスにつきましては、平成29年度と同様のサービス類型にもとづき継続して実施する予定としております。

また、サービス単位等については、平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直しとして、平成30年2月9日付厚生労働省老健局事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」が発出され、単価改正が平成30年10月1日に予定されています。

- (1) 第7期かわさきいきいき長寿プラン（平成30年度～32年度）（案）における本市総合事業のサービス（平成29年12月1日公表版）

➡ 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

| | | | | | | |
|--------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 対象者 | 要支援1～2・事業対象者 | | | | | |
| サービス内容 | 介護事業所のホームヘルパーや「かわさき暮らしサポーター」が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。 | | | | | |
| 利用者負担 | 介護保険制度の利用者負担割合に準じます。 | | | | | |
| 実績・計画 | 第6期 | | | 第7期 | | |
| | 27年度 (2015) | 28年度 (2016) | 29年度 (2017) | 30年度 (2018) | 31年度 (2019) | 32年度 (2020) |
| | — | 20,366件 | 46,583件 | 事業継続 | → | |

平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。

➡ 介護予防通所サービス（通所型サービス）

| | | | | | | |
|--------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 対象者 | 要支援1～2・事業対象者 | | | | | |
| サービス内容 | デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。 | | | | | |
| 利用者負担 | 介護保険制度の利用者負担割合に準じます。 | | | | | |
| 実績・計画 | 第6期 | | | 第7期 | | |
| | 27年度 (2015) | 28年度 (2016) | 29年度 (2017) | 30年度 (2018) | 31年度 (2019) | 32年度 (2020) |
| | — | 22,635件 | 52,705件 | 事業継続 | → | |

平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。

➡ 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

| | | | | | | |
|--------------------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 対象者 | 要支援1～2・事業対象者 | | | | | |
| サービス内容 | デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短い時間でを行います。 | | | | | |
| 利用者負担 | 介護保険制度の利用者負担割合に準じます。 | | | | | |
| 実績・計画 | 第6期 | | | 第7期 | | |
| | 27年度 (2015) | 28年度 (2016) | 29年度 (2017) | 30年度 (2018) | 31年度 (2019) | 32年度 (2020) |
| | — | 1,713件 | 3,048件 | 事業継続 | → | |
| 平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。 | | | | | | |

➡ 介護予防ケアマネジメント

| | | | | | | |
|--------------------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 対象者 | 要支援1～2・事業対象者 | | | | | |
| サービス内容 | 介護予防・生活支援サービス事業等を利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成及び各サービス事業所と連絡・調整等を行います。 | | | | | |
| 利用者負担 | 利用者の方の負担はありません。 | | | | | |
| 実績・計画 | 第6期 | | | 第7期 | | |
| | 27年度 (2015) | 28年度 (2016) | 29年度 (2017) | 30年度 (2018) | 31年度 (2019) | 32年度 (2020) |
| | — | 25,981件 | 57,002件 | 事業継続 | → | |
| 平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。 | | | | | | |

(2) 平成 30 年 2 月 9 日付厚生労働省老健局事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」（以下、国通知）

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

今般、介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなど、改正することとしました。

市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定することとなりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は、平成 30 年 10 月 1 日施行を予定しています。ただし、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする予定です。

具体的な内容については、別添資料をご参照の上、必要な対応を進めていただくよう、貴管内市町村への周知等をお願いします。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3982、3986)
FAX : 03-3503-7894

- 2 本市においては、訪問型サービス、通所型サービスについて、本市総合事業におけるこれまでの取組や国の単価改正や新たな加算創設等を踏まえ次のとおり実施する予定です。

(1) 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

① 本市平成 30 年 4 月施行（予定）

ア サービス提供責任者の役割の明確化（国通知）

- サービス提供責任者の役割について以下の見直しを行う。
- ア 介護予防訪問サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
- イ 介護予防訪問サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

② 本市平成 30 年 10 月施行（予定）

ア 生活機能向上連携加算の見直し（国通知）

- 介護予防訪問サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（Ⅱ））。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
- ・外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で個別サービス計画を作成すること
 - ・当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用を定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（Ⅰ）※新設）。

<現行>

生活機能向上連携加算 100 単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位/月
(新設)

生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位/月

イ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（国通知）

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について、建物の範囲等を見直す。

<現行>

| 減算等の内容 | 算定要件 |
|--------|--|
| 10%減算 | <p>①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（<u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u>）に居住する者</p> <p>②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）</p> |



<改定後>

| 算定要件 |
|---|
| <p>①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者</p> <p>②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）</p> <p>※15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については、総合事業への適用は行わない。</p> |

ウ 生活援助の担い手の拡大（国通知・かわさき暮らしサポーター関係）

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、本市総合事業の介護予防訪問サービス（生活援助特化型）においても従事することを可能とする。
- 研修機関のヒアリング等、意見を踏まえ、かわさき暮らしサポーター養成研修カリキュラム等の見直しを行い、生活援助に従事する者に必要な知識等のさらなる向上を図る。
- かわさき暮らしサポーター養成研修実施機関数の増加やカリキュラム等の見直しに伴う訪問介護事業所における同行訪問やOJT等、人材養成について報酬による評価を行う。

（かわさき暮らしサポーター養成研修カリキュラム改定案）

「⇒」は改定後の内容を示す。

| 領域 | 項目 | 講義の項目 | 内容 | 履修時間数 |
|----|----|----------------------------------|---|-------------|
| 講義 | 1 | 高齢者を支える保健福祉施策 | 介護保険制度の動向と介護保険外のサービスについて | 60分 ⇒40分 |
| | 2 | サービス提供の基本的視点 | 秘密保持と人権の尊重、基本的態度、自立に向けた支援 | 30分 |
| | 3 | 介護（ホームヘルプサービス）概論 | 生活援助の理解 | 20分 ⇒60分 |
| | 4 | 認知症の理解 ⇒ <u>認知症等高齢者の特徴と対応</u> | 認知症への理解 ⇒ <u>認知症への理解と高齢者がかかりやすい病気と特徴</u> | 60分 ⇒80分 |

| | | | | |
|------------------|---|------------------|-----------------------------------|-------------|
| 実 技 演 習 | 5 | 利用者の理解とコミュニケーション | 対人援助の技術と実技 (⇒一部について同行訪問による演習に) | 90分 ⇒60分 |
| | 6 | 介護技術入門 | 緊急時の対応方法 | 30分 |

| | |
|-----------|------------------------|
| 同行訪問 | 2回以上 ⇒2回以上かつ合計90分以上 |
| ○J T研修※新設 | 60分程度 |

かわさき暮らしサポーター養成研修<改定のポイント>

- 「生活援助の理解」「認知症等高齢者の特徴と対応」について履修時間を拡充
- 同行訪問やO J Tといった、より現場経験についての研修に重点化
- 介護保険制度の動向等は、研修機関の負担軽減のため、本市制作DVDによる受講を可能に
- 改定カリキュラムに対応した本市制作の標準テキストを作成予定（平成30年6月頃予定）

(かわさき暮らしサポーター養成に対する加算の創設)

かわさき暮らしサポーター（以下暮らサポ）養成研修を実施している事業者で、暮らサポがサービス提供を行った場合、所定単位数を初回加算に加えて本市独自の「生活援助人材養成加算」の算定を可能とする（予定）。

<新設>

(仮称)生活援助人材養成加算 ○○○単位※

※単位数は平成30年10月施行予定の「国が定める単価」の状況を踏まえ設定します。

エ その他の予定事項

ア 同一週において、有資格者によるサービスと暮らサポ研修修了者によるサービスをともに提供した場合の報酬区分（併用利用する場合の報酬区分）の創設（予定）

イ「(仮称)生活援助人材養成加算」や「同一週における併用利用した場合の報酬区分」の対応のほか、これまでの実績等から算定方法の簡素化を図るため、平成30年10月施行予定の「国が定める単価」に併せて、サービス種別コードの変更を予定

<厚生労働省事務連絡（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料から抜粋）>

| 種類 | 種類名 | 内容 | 種類 | 種類名 | 内容 |
|-----|-----------------|---|-----|--------------------|--|
| A 2 | 訪問型サービス (独自) | 市町村が単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする | A 3 | 訪問型サービス (独自/定率) | 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率（本市では保険給付に準じます） |

(2) 介護予防通所サービス（通所型サービス）

① 本市平成 30 年 4 月施行（予定）

ア 機能訓練指導員の確保の推進（国通知）

○機能訓練指導員の確保を推進し、利用者の心身の機能の維持を推進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

イ 設備に係る共有の明確化（国通知）

○通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
- ・基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能

であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。

② 本市平成 30 年 10 月施行（予定）

ア 生活機能向上連携加算の創設（国通知）

○外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

<新設>

生活機能向上連携加算 200 単位/月

※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位/月

※本市では平成 30 年 10 月までに、介護予防通所サービス実施事業者が介護給付における通所介護及び地域密着型通所介護について当該加算の届出があった場合は、介護予防通所サービスの加算届出があったものをみなす規定を設ける予定です。

イ 栄養改善の取組の推進（国通知）

○栄養改善加算について、管理栄養士 1 名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所、医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を 1 名以上確保していること。

<現行> 栄養改善加算 150 単位/月  <改定後> 変更なし

○管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

<現行> なし  <改定後> 栄養スクリーニング加算 5 単位/回（新設）
※ 6 月に 1 回を限度とする。

(3) 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

① 本市平成 30 年 4 月施行（予定）

介護予防通所サービスと同様となります。

② 本市平成 30 年 10 月施行（予定）

介護予防通所サービスと同様とすることを前提とし、単位数については平成 30 年 10 月施行予定の「国が定める単価」の状況を踏まえ設定します。

※上記のほか、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しに伴う 3 割負担に対応したサービスコードの設定を行う予定です。

(4) 訪問型・通所型サービス共通事項

① 様式第二の三「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書」の項目追加（国通知）

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」（平成12年3月7日厚生省令第20号）の様式第二の三「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）」について、社会福祉法人等による軽減欄を追加する改正を行い、各処理のシステム改善を行う。

(様式第二の三…変更案)

様式第二の三（附則第二条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

変更(案)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------|-------|--|---|--|---|--|---|--|
| 公費負担者番号 | | | | | | | | | | 平成 | | | 年 | | 月 | | 分 | |
| 公費受給者番号 | | | | | | | | | | 保険者番号 | | | | | | | | |
| 被保険者 | 被保険者番号 | | | | | | | | | | 事業所番号 | | | | | | | |
| | (別添) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | 事業所名称 | | | | | | | |
| | 生年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要支援 次障区分等 | | | | | | | | | | 所在地 | | | | | | | | |
| 認定有効期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護予防サービス計画 | | | | | | | | | | 事業所番号 | | | | | | | | |
| 事業所名称 | | | | | | | | | | 事業所名称 | | | | | | | | |
| 開始年月日 | | | | | | | | | | 中止年月日 | | | | | | | | |
| サービス内容 | | | | | | | | | | サービスコード | | | | | | | | |
| 単位数 | | | | | | | | | | 回数 | | | | | | | | |
| サービス単位数 | | | | | | | | | | 公費対象単位数 | | | | | | | | |
| 業務種別 | | | | | | | | | | 業務 | | | | | | | | |
| サービス内容 | | | | | | | | | | サービスコード | | | | | | | | |
| 単位数 | | | | | | | | | | 回数 | | | | | | | | |
| サービス単位数 | | | | | | | | | | 公費対象単位数 | | | | | | | | |
| 業務種別 | | | | | | | | | | 業務 | | | | | | | | |
| ①サービス種類コード | | | | | | | | | | ②名称 | | | | | | | | |
| ③サービス実日数 | | | | | | | | | | ④計画単位数 | | | | | | | | |
| ⑤限度額管理対象単位数 | | | | | | | | | | ⑥限度額管理対象外単位数 | | | | | | | | |
| ⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数) - ⑧ | | | | | | | | | | ⑧公費分単位数 | | | | | | | | |
| ⑨単位数単価 | | | | | | | | | | ⑩事業費合計額 | | | | | | | | |
| ⑪利用者負担額 | | | | | | | | | | ⑫公費請求額 | | | | | | | | |
| ⑬公費請求率 | | | | | | | | | | ⑭公費請求率 | | | | | | | | |
| 社会福祉法人等による軽減欄 | | | | | | | | | | 軽減率 | | | | | | | | |
| 受領すべき利用者負担の総額(円) | | | | | | | | | | 軽減額(円) | | | | | | | | |
| 軽減後利用者負担額(円) | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | |

枚中 枚目

② 保険給付の見直しに伴う総合事業の変更点※

次については、保険給付の見直し同様、総合事業においても変更が行われる予定です。

ア 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

イ 高額介護予防サービス費相当事業の見直し

ウ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業の見直し

※国や国保連合会のシステム改修の状況等により変更となる場合があります。

③ 介護職員処遇改善加算の見直し※（国通知）

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

○その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※単位数は平成30年10月施行予定の「国が定める単価」の状況を踏まえ設定します。